

令和5年9月12日

台風第13号に伴う災害により被災された皆さまへ

台風第13号により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風で被災された被保険者及び被扶養者の皆さまは、下記の特例措置を受けられますのでお知らせいたします。

1. 被保険者証(保険証)の提示ができないとき

被災して被保険者証(保険証)を紛失・消失し、あるいは家庭に残したまま避難しているときは、医療機関等に次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先(電話番号等)
- (4) 勤務する事業所名

2. 被保険者証(保険証)の再交付

被保険者証(保険証)を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡ください。当組合では速やかに被保険者証(保険証)を再発行いたします。

なお、事業所を経由することが困難な場合には、当組合まで直接ご連絡ください。

※本取扱いに該当する地域については、以下の内閣府ホームページからご確認ください。

関連リンク(外部ページへリンクします)

[・ 内閣府（災害救助法の適用状況）](#)

お問い合わせ先

業務部 適用係

Tel03-3862-1055